

# 建設産業廃棄物の 委託処理をされる皆様へ

## はじめに

建設工事に伴い排出される産業廃棄物は、全産業廃棄物量の2割、最終処分量の2割を占めています。さらに、環境省の調査によれば、産業廃棄物の不法投棄量の8割を建設廃棄物が占めると言われております。

このように建設産業は、排出・有効利用・処理等の面で産業廃棄物と深い係わりあいを持つことから、産業廃棄物全体の動向に多大な影響を持つ産業であると認識されます。

したがって、昨今の環境問題の解決や資源循環型社会の構築の為には、建設産業における適正処理の推進が必要不可欠であります。

今後の建設廃棄物の適正処理の推進のために、このパンフレットをお役立て頂ければ幸いです。

(公社)全国産業資源循環連合会  
関東地域協議会



# 建設廃棄物の処理体系



## A 排出事業者

- 1 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。[廃棄物処理法第11条]
- 2 事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。[廃棄物処理法第12条第5項]

3 事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。[廃棄物処理法第12条第6項]

4 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者(中間処理業者を含む)は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者(当該委託が産業廃棄物の処分のみに係るものである場合にあっては、その処分を受託した者)に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理

票を交付しなければならない。[廃棄物処理法第12条の3]

## B 収集運搬業者

- 1 産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。[廃棄物処理法第14条第1項]

## C 処分業者

- 1 産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。[廃棄物処理法第14条第6項]
- 2 産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、当該産業廃棄物を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。[廃棄物処理法第15条第1項]
- 3 処分業とは、中間処理(焼却・破碎・脱水等)と最終埋立処分(安定型処分場・管理型処分場等)をさします。

# 建設副産物の定義

## 建設副産物とは

### 1 建設副産物

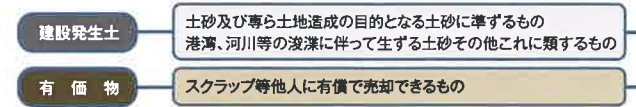
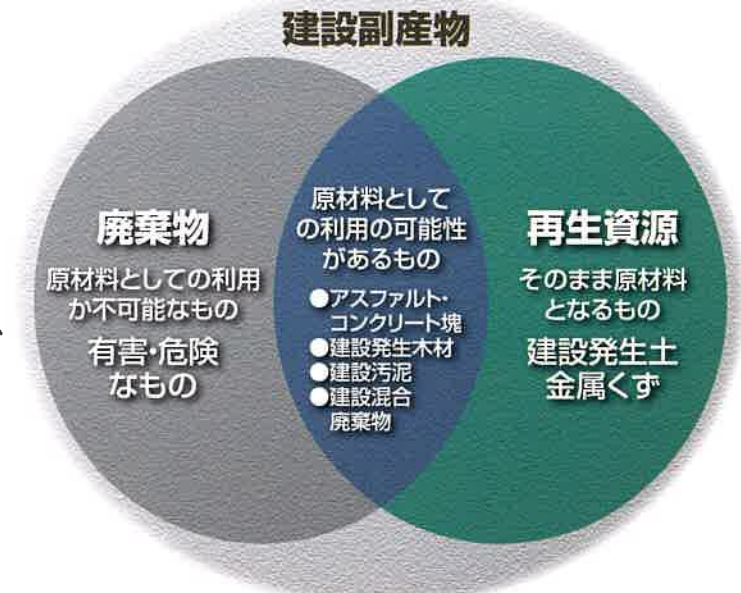
「建設副産物」とは、建設工事に伴い副次的に得られたすべての物品であり、その種類としては、「工事現場外に搬出される建設発生土」、「コンクリート塊」、「アスファルト・コンクリート塊」、「建設発生木材」、「建設汚泥」、「紙くず」、「金属くず」、「ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)&#123;及び陶磁器くず」又はこれらのものが混合した「建設混合廃棄物」などがある。

### 2 建設発生土

「建設発生土」とは、建設工事から搬出される土砂であり、廃棄物処理法に規定する廃棄物には該当しない。建設発生土には(1)土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの、(2)港湾、河川等の浚渫に伴って生ずる土砂(浚渫土)、その他これに類するものがある。一方、建設工事において発生する建設汚泥は、廃棄物処理法上の産業廃棄物に該当する。

### 3 建設廃棄物とは

「建設廃棄物」とは、建設副産物のうち、廃棄物処理法第2条1項に規定する廃棄物に該当するものをいい、一般廃棄物と産業廃棄物の両者を含む概念である。



廃棄物	一般廃棄物の具体的内容(例)		建設副産物
	河川堤防や道路の裏面等の除草作業で発生する刈草、道路の植樹帯等の管理で発生する剪定枝葉	工事から排出される産業廃棄物の具体的内容(例)	
一般廃棄物	河川堤防や道路の裏面等の除草作業で発生する刈草、道路の植樹帯等の管理で発生する剪定枝葉	河川堤防や道路の裏面等の除草作業で発生する刈草、道路の植樹帯等の管理で発生する剪定枝葉	
特別管理一般廃棄物	建設発生土	建設発生土	建設副産物
産業廃棄物	建設副産物	建設副産物	建設副産物
特別管理産業廃棄物	建設混合廃棄物	建設混合廃棄物	建設副産物



# 建設産業廃棄物処理までの手順

## 1 産業廃棄物処理業者の選定

排出事業者は、産業廃棄物の種類や処理方法を踏まえたうえで、十分に情報を収集して信頼できる許可業者を選定することが必要です。産業廃棄物の発生から処分にかかるまでの適正処理を確立するためには、排出事業者一社だけの企業努力では難しい面もあります。信頼できるパートナーを選定することが適正処理の第一歩になります。

## 2 産業廃棄物の処理委託

許可業者の選定が終了しましたら、事前に産業廃棄物処理委託契約書を結びます。排出事業者は、運搬又は処分を委託する場合は、その産業廃棄物の取扱いが事業範囲に含まれている者に委託しなければなりません。委託契約書は、書面により行い、委託契約書には次に掲げる事項についての記載が必要となり、かつ法令で定める書面（許可証の写し等）を添付することとなります。

## 3 廃棄物処理に伴うマニフェストシステムの運用について

排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する場合には、産業廃棄物管理票（マニフェスト）で管理することが、廃棄物処理法により義務付けられています。また、従来の紙方式のマニフェストに加え、電子情報を介して行うことのできる電子情報処理組織、いわゆる電子マニフェスト方式が設けられ、排出事業者はいずれかの方式を選択することができます。

マニフェストシステムを適用することにより、産業廃棄物が最後まで適正に処理されたかを確認することができるとともに、確実に取扱いに関する注意事項を伝達することができます。マニフェストは、各都県の産業資源循環協会にて販売しています。

# 産業廃棄物処理を委託する際に必要な記載事項

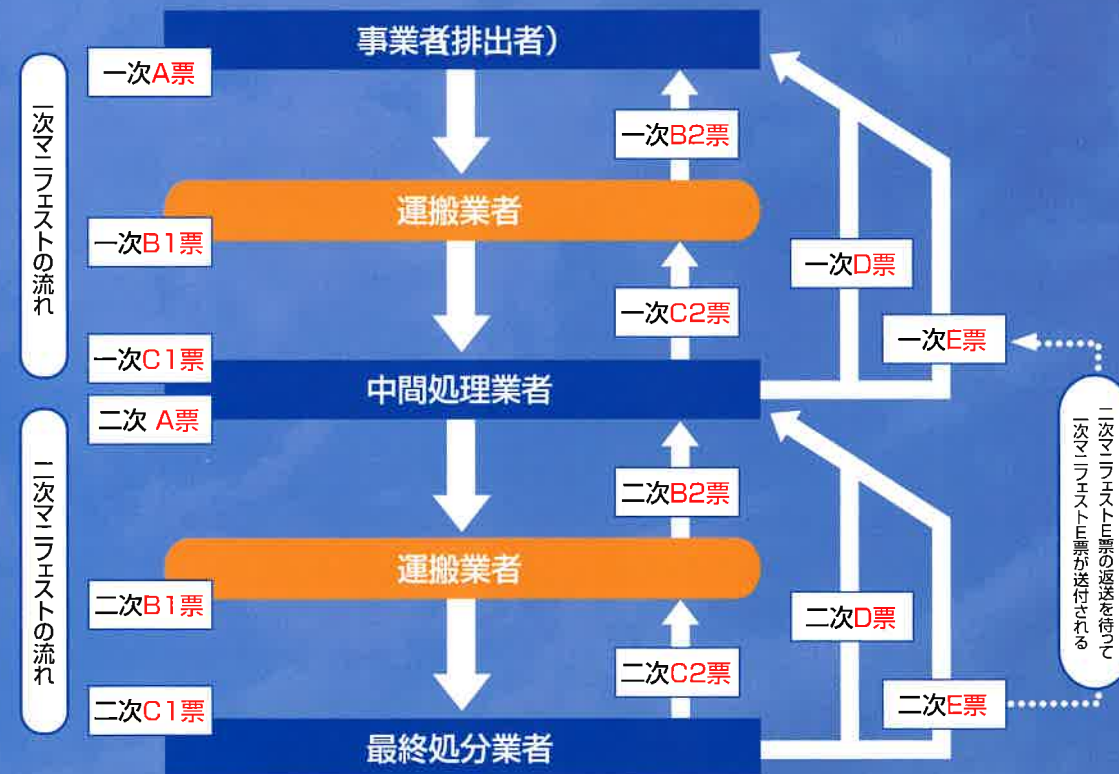
### 【契約書の共通記載事項】

- ① 委託する産業廃棄物の種類及び数量
- ② 委託契約の有効期間
- ③ 委託者が受託者に支払う料金
- ④ 産業廃棄物許可業者の事業の範囲
- ⑤ 委託者側からの適正処理に必要な情報
  - ア 産業廃棄物の性状及び荷姿に関する情報
  - イ 通常の保管で、腐敗・揮発等の性状変化がある場合の情報
  - ウ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障等の情報
  - エ 日本産業規格C0950号に規定する含有マークの表示に関する事項
  - オ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨
  - カ その他取り扱う際に注意すべき事項
- ⑥ 契約期間中に適正処理に必要な情報（上記ア～カの6項目）に変更があった場合の情報伝達に関する事項
- ⑦ 委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
- ⑧ 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱い

【運搬の記載事項】	【処分の記載事項】
⑨ 運搬の最終の目的地の所在地 積替え又は保管をする場合は、次を含む。	⑭ 処分又は再生の場所の所在地
⑩ 積替え保管場所の所在地	⑮ 処分又は再生の方法
⑪ 積替え保管場所で保管できる産業廃棄物の種類	⑯ 処分又は再生の施設の処理能力
⑫ 積替えのための保管上限	⑰ 許可を受けた輸入廃棄物
⑬ 安定型産業廃棄物の場合、他の廃棄物との混合への許否等	⑱ 最終処分の場所の所在地
	⑲ 最終処分の方法
	⑳ 最終処分施設の処理能力

※排出事業者は、委託契約書を契約の終了の日から5年間保存

### マニフェストの流れ



- A 票**：排出事業者の保存用となります。
- B 1 票**：収集運搬事業者が1社の場合  
収集運搬業者の控となります。  
収集運搬事業者が2社の場合  
排出事業者が、委託した収集運搬業者（1）より収集運搬業者（2）へ廃棄物が運搬されたことを確認するためのものです。
- B 2 票**：収集運搬事業者が1社の場合  
排出事業者が、委託した収集運搬業者より中間処理・最終処分業者へ運搬されたことを確認するためのものです。  
収集運搬事業者が2社の場合  
排出事業者が、委託した収集運搬業者（2）より中間処理・最終処分業者へ廃棄物が運搬されたことを確認するためのものです。
- C 1 票**：中間処理、最終処分業者の保存用となります。
- C 2 票**：収集運搬業者が自分の運搬した廃棄物の処分を確認するためのものです。（運搬業者の保存用）
- D 票**：排出事業者が委託先の処分終了を確認するためのものです。
- E 票**：排出事業者が全ての最終処分（再生を含む）が終了したことを確認するためのものです。



建設廃棄物処理・処分実態調査結果 (ここに示した価格は令和3年5月から6月の状況について処理業者を対象に行った実態調査の結果であり、処理業者が直接受領した金額です)

単位：円  
(関東地域協議会調査結果)

収集・運搬

建設廃棄物 収集・運搬費

車種	摘要	単位	茨城県			栃木県			群馬県			埼玉県			千葉県			東京都			神奈川県			山梨県		
			下限	平均	上限	下限	平均	上限	下限	平均	上限	下限	平均	上限	下限	平均	上限	下限	平均	上限	下限	平均	上限	下限	平均	上限
2t・3tダンプ車	片道距離概ね25km	1回当たり	13,000	18,600	30,000	~ 24,000 ~	12,000	16,000	20,000	23,000	25,000	27,000	20,000	22,000	25,000	20,000	23,000	27,000	18,000	23,000	25,000	12,000	15,000	20,000		
	片道距離概ね75km		24,000	32,400	45,000	~ 36,000 ~	25,000	30,000	40,000	38,000	45,000	50,000	35,000	38,000	42,000	34,000	42,000	48,000	20,000	34,000	40,000	20,000	25,000	30,000		
4tダンプ車	片道距離概ね25km	1回当たり	15,000	23,400	40,000	~ 27,000 ~	15,000	22,000	32,000	25,000	26,000	27,000	22,000	25,000	28,000	23,000	27,000	35,000	20,000	25,000	40,000	15,000	20,000	30,000		
	片道距離概ね75km		30,000	41,000	52,000	~ 38,000 ~	30,000	37,000	45,000	41,000	45,000	50,000	40,000	45,000	50,000	40,000	46,000	60,000	30,000	38,000	45,000	28,000	33,000	40,000		
2t・3tコンテナ車 4m³	片道距離概ね25km	1回当たり	15,000	20,000	40,000	~ 25,000 ~	12,000	17,000	25,000	25,000	28,000	30,000	23,000	25,000	28,000	22,000	24,000	30,000	20,000	25,000	30,000	15,000	20,000	25,000		
	片道距離概ね75km		25,000	33,800	55,000	~ 38,000 ~	18,000	29,000	40,000	41,000	45,000	52,000	38,000	41,000	45,000	37,000	44,000	50,000	30,000	38,000	50,000	20,000	25,000	35,000		
4tコンテナ車 6~8m³	片道距離概ね25km	1回当たり	20,000	25,400	45,000	~ 28,000 ~	16,000	24,000	35,000	27,000	30,000	35,000	25,000	28,000	31,000	25,000	29,000	36,000	23,000	27,000	44,000	17,000	23,000	30,000		
	片道距離概ね75km		32,000	43,700	60,000	~ 45,000 ~	32,000	38,000	50,000	43,000	47,000	60,000	43,000	46,000	50,000	45,000	48,000	60,000	30,000	40,000	55,000	25,000	40,000	60,000		
10tコンテナ(深ダンプ含む)車 20~30m³	片道距離概ね25km	1回当たり	25,000	38,600	56,000	~ 55,000 ~	20,000	43,000	65,000	50,000	60,000	70,000	40,000	50,000	60,000	45,000	55,000	65,000	35,000	45,000	55,000	35,000	40,000	50,000		
	片道距離概ね75km		45,000	62,000	100,000	~ 75,000 ~	55,000	73,000	120,000	65,000	75,000	90,000	60,000	70,000	80,000	75,000	80,000	100,000	50,000	67,000	100,000	43,000	60,000	80,000		
巡回収集	塵芥車	m³				~ 7,000 ~									8,000	10,000	12,000				6,000	8,000	10,000			
	クレーン付き回収車	m³	3,000	4,200	5,000	~ 9,000 ~	10,000	16,000	25,000	4,500	8,000	12,000	8,000	10,000	12,000	5,000	6,500	10,000	4,000	6,000	9,000	5,000	7,000	10,000		

備考/◇支払条件は現金決済とする(消費税別)。◇廃材は1カ所に集積されていること。◇特別な積込作業等を必要とする場合は、別途料金とすること。◇有料道路代、フレコン代、コンテナ設置費用、夜間・休日等別途料金とすること。◇中間処理費・最終処分費は含まない。◇摘要欄の「概ね25km」とは近距離をさし、「概ね75km」とは遠距離をさす。がれき類 収集・運搬費

車種	摘要	単位	茨城県			栃木県			群馬県			埼玉県			千葉県			東京都			神奈川県			山梨県		
			下限	平均	上限	下限	平均	上限	下限	平均	上限	下限	平均	上限	下限	平均	上限	下限	平均	上限	下限	平均	上限	下限	平均	上限
10t平ダンプ車	片道距離概ね25km	1回当たり	20,000	34,500	48,000	~ 45,000 ~	22,000	36,000	45,000	45,000	55,000	65,000	35,000	45,000	55,000	35,000	45,000	60,000	32,000	38,000	50,000	20,000	30,000	40,000		
	片道距離概ね75km		45,000	54,700	70,000	~ 60,000 ~	50,000	55,000	60,000	45,000	55,000	65,000	45,000	55,000	65,000	60,000	70,000	80,000	42,000	50,000	70,000	40,000	50,000	60,000		

備考/◇支払条件は現金決済とする(消費税別)。◇廃材は1カ所に集積されていること。◇特別な積込作業等を必要とする場合は、別途料金とすること。◇有料道路代、フレコン代、コンテナ設置費用、夜間・休日等別途料金とすること。◇中間処理費・最終処分費は含まない。◇摘要欄の「概ね25km」とは近距離をさし、「概ね75km」とは遠距離をさす。建設汚泥 収集・運搬費

車種	摘要	単位	茨城県			栃木県			群馬県			埼玉県			千葉県			東京都			神奈川県			山梨県		
			下限	平均	上限	下限	平均	上限	下限	平均	上限	下限	平均	上限	下限	平均	上限	下限	平均	上限	下限	平均	上限	下限	平均	上限
10t平ダンプ車	片道距離概ね25km	1回当たり	35,000	45,000	55,000	~ 48,000 ~	35,000	40,000	50,000	45,000	50,000	60,000	48,000	54,000	60,000	50,000	60,000	70,000	45,000	53,000	60,000	35,000				
	片道距離概ね75km		55,000	61,000	65,000	~ 70,000 ~	60,000	65,000	75,000	60,000	75,000	90,000	60,000	70,000	80,000	65,000	75,000	85,000	60,000	68,000	80,000	60,000				
10tタンク車	片道距離概ね25km	1回当たり	60,000	72,000	80,000		65,000			55,000	65,000	75,000	55,000	60,000	70,000	60,000	70,000	80,000	70,000	75,000	80,000					
	片道距離概ね75km		80,000	88,000	100,000		75,000			90,000	110,000	120,000	80,000	85,000	95,000	100,000	110,000	120,000	80,000	90,000	100,000					
4tバキューム車	片道距離概ね25km	1日当たり	60,000	76,000	80,000	~ 80,000 ~	55,000			80,000	85,000	90,000	75,000	80,000	85,000	90,000			75,000	80,000	85,000	50,000				
	片道距離概ね75km		70,000	85,000	90,000	~ 100,000 ~	65,000			95,000	100,000	110,000	80,000	90,000	100,000	100,000			90,000	93,000	100,000	60,000				
大型バキューム車	片道距離概ね25km	1日当たり	100,000	112,000	120,000	~ 120,000 ~	75,000			100,000	120,000	130,000	120,000			140,000			110,000	120,000	130,000					
	片道距離概ね75km		130,000	140,000	150,000	~ 150,000 ~	90,000			130,000	150,000	180,000	140,000			150,000			130,000	135,000	145,000					

備考/◇支払条件は現金決済とする(消費税別)。◇廃材は1カ所に集積されていること。◇強力吸引車等の積込作業は、別途料金とすること。◇有料道路代、フレコン代、コンテナ設置費用、夜間・休日等別途料金とすること。◇中間処理費・最終処分費は含まない。◇摘要欄の「概ね25km」とは近距離をさし、「概ね75km」とは遠距離をさす。中間処理

中間処理

名称	単位	茨城県			栃木県			群馬県			埼玉県			千葉県			東京都			神奈川県			山梨県		
		下限	平均	上限	下限	平均	上限	下限	平均	上限	下限	平均	上限	下限	平均	上限	下限	平均	上限	下限	平均	上限	下限	平均	上限
コンクリート塊(無筋)	30cm以下	t	1,700	2,600	5,000	~ 2,500 ~	1,000	2,500	5,000	3,500	4,500	5,500	3,000	3,500	4,000	4,000	5,000	15,000	3,000	5,000	10,000	1,000	1,500	2,000	
	30cm超	t	2,100	2,950	15,000	~ 3,100 ~	1,200	4,000	10,000	6,000	8,000	15,000	4,000	8,000	15,000	8,000	10,000	18,000	4,000	7,500	13,000	2,000	2,500	3,000	
コンクリート塊(有筋)	30cm以下	t	2,100	3,000	6,000	~ 4,500 ~	1,500	5,000	12,000	6,000	8,000	12,000	4,000	4,800	5,500	8,000	10,000	15,000	3,500	6,500	13,000	2,000	3,000	4,000	
	30cm超	t	2,600	3,900	15,000	~ 4,800 ~	1,600	6,000	24,000	6,500	10,000	15,000	5,000	10,000	20,000	10,000	15,000	20,000	6,000	9,500	18,000	3,000	4,500	6,000	
アスファルト塊	40cm以下	t	1,950	3,400	8,000	~ 2,500 ~	1,000	2,500	5,000	6,500	9,000	12,000	2,500	3,300	4,000	5,000	7,000	20,000	3,000	5,500	9,000	1,000	1,500	3,000	
	40cm超	t	2,100	3,700	15,000	~ 3,500 ~	1,400	4,500	10,000	7,000	10,000	15,000	5,500	9,000	14,500	5,000	10,000	20,000	5,000	9,000	15,000	1,500	2,500	3,500	
その他がれき類		m³	20,000	26,000	35,000	~ 22,000 ~	6,000	11,000	18,000	20,000	27,000	35,000	20,000	25,000	30,000	15,000	18,000	25,000	13,000	18,000	30,000	25,000	30,000	35,000	
ガラス(赤コンクリートくず及び陶磁器くず)		m³	20,000	26,000	35,000	~ 22,000 ~	12,000	18,000	28,000	20,000	27,000	35,000	20,000	25,000	30,000	15,000	18,000	25,000	13,000	18,000	30,000	20,000	30,000	35,000	
廃プラスチック類		m³	14,000	21,000	40,000	~ 22,000 ~	10,000	14,000	20,000	18,000	25,000	35,000	9,000	21,000	30,000	6,000	13,000	30,000	6,000	14,000	30,000	12,000	18,000	25,000	
金属くず		m³	1,000	5,000	14,000	~ 3,000 ~	2,500	3,700	5,000	3,000	4,000	5,000	1,000	2,000	3,000	1,000	2,000	5,000	1,000	2,500	5,000	1,000	3,000	5,000	
紙くず		m³	1,000	7,500	18,000	~ 22,000 ~	5,000	8,500	16,000	3,000	15,000	20,000	1,000	9,000	18,000	1,000	8,000	15,000	1,500	8,000	30,000	4,000	5,500	8,000	
木くず		m³	3,000	7,100	16,000	~ 7,500 ~	4,500	7,000	12,000	6,500	15,000	20,000	5,000	7,000	10,000	6,000	8,000	25,000	5,000	6,000	13,000	4,000	6,000	8,000	
繊維くず		m³	7,000	13,100	18,000	~ 22,000 ~	12,000	16,000	18,000	10,000	15,000	20,000	11,000	16,000	25,000	7,000	8,000	25,000	8,000	14,000	30,000	6,000	10,000	15,000	
廃石膏ボード		m³	13,000	19,700	30,000	~ 38,000 ~	12,000	19,000	25,000	10,000	20,000	35,000	10,000	25,000	45,000	10,000	15,000	25,000	10,000	17,000	30,000	12,000	20,000	25,000	
安定型混合廃																									



# 関東地域協議会

令和3年12月1日現在

協会名	所在地	電話番号	FAX番号
(一社)茨城県産業資源循環協会 <a href="http://www.ibaraki-sanpaikyo.or.jp">http://www.ibaraki-sanpaikyo.or.jp</a>	〒310-0852 茨城県水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル4F	029-301-7100	029-301-7103
(公社)栃木県産業資源循環協会 <a href="https://www.tochigi-sanpai.or.jp">https://www.tochigi-sanpai.or.jp</a>	〒320-0043 栃木県宇都宮市桜4-2-2 栃木県立美術館普及分館3F	028-612-8016	028-612-8017
(公社)群馬県環境資源創生協会 <a href="https://www.kankyogunma.com">https://www.kankyogunma.com</a>	〒371-0025 群馬県前橋市紅雲町1-7-12 住宅公社ビル3F	027-243-8111	027-243-4911
(一社)埼玉県環境産業振興協会 <a href="https://www.saitama-sanpai.or.jp">https://www.saitama-sanpai.or.jp</a>	〒330-0052 埼玉県さいたま市浦和区本太2-9-24 神野ビル1F	048-711-1014	048-711-7708
(一社)千葉県産業資源循環協会 <a href="https://www.chiba-sanpai.or.jp">https://www.chiba-sanpai.or.jp</a>	〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビルディング5F	043-239-9920	043-239-9922
(一社)東京都産業資源循環協会 <a href="https://www.tosankyo.or.jp">https://www.tosankyo.or.jp</a>	〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7F	03-5283-5455	03-5283-5592
(公社)神奈川県産業資源循環協会 <a href="http://www.p-rck.or.jp">http://www.p-rck.or.jp</a>	〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町1 シルクセンタービル2F	045-681-2989	045-641-8114
(一社)山梨県産業資源循環協会 <a href="http://www.sanpai-yamanashi.or.jp">http://www.sanpai-yamanashi.or.jp</a>	〒400-0844 山梨県甲府市中町219-9	055-244-0755	055-244-0756
(公社)全国産業資源循環連合会 <a href="https://www.zensanpairen.or.jp">https://www.zensanpairen.or.jp</a>	〒106-0032 東京都港区六本木3-1-17 第2ABビル4F	03-3224-0811	03-3224-0820